

# 「平成25年度 農業・農村の動向等に関する年次報告」の概要

〔平成26年6月〕  
農 政 部

北海道農業・農村振興条例第4条の規定に基づき、平成25年度における農業・農村の動向及び農業・農村の振興に関して講じた施策について報告するものである。

## 〔第1部 北海道農業・農村の動向〕

### 第1章 北海道農業・農村を取り巻く情勢

#### ○ 国際貿易交渉の動き

- ・ 日豪EPA(経済連携協定)については、26年4月7日、安倍総理大臣と豪州のアボット首相との首脳会談により、牛肉について関税率の段階的引下げや数量セーフガードの導入、チーズの関税割当の導入等を内容とする大筋合意
- ・ これにより本道の肉牛生産や酪農への影響が懸念されることから、知事は、同年4月17日、道議会や農林水産団体の代表者とともに、農林水産大臣などに対し、国において万全な措置を講じるよう緊急要請を実施
- ・ TPP(環太平洋パートナーシップ)協定については、25年7月23日にマレーシアで開催された第18回TPP交渉会合期間中から正式に交渉に参加  
同年12月並びに26(2014)年2月には、閣僚会合が開催され精力的な交渉が行われた。26年4月24日に東京で開催された日米首脳会談では、日米の重要な懸案についての道筋を確認した。同年5月19日～20日にシンガポールで開催された閣僚会合では、日米協議を踏まえ、引き続き、関係国による交渉を継続していくこととされた。
- ・ WTOドーハ・ラウンド交渉が難航する中、世界的にEPAやFTAを締結する動きが急速に拡大。我が国においても、25年度には、日EU・EPA交渉、RCEP(アールセップ：東アジア地域包括的経済連携)の交渉が開始

#### ○ 農政の新たな動き

- ・ 国は、25年5月に「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置し、「攻めの農林水産業推進本部」や産業競争力会議、規制改革会議の議論や検討を踏まえ、25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定。農林水産業の競争力を強化する産業政策と農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図る地域政策を車の両輪として、農業・農村の所得を10年で倍増させることを目指し、次の4つの改革からなる新たな農業・農村政策を推進
- ・ 農地中間管理機構制度の創設では、農地集積を進め耕作放棄地の解消を図るため、「農地中間管理機構」が整備され、本道では、(公財)北海道農業公社が、26年3月26日に道から機構の指定を受け、4月から事業を開始
- ・ 経営所得安定対策の見直しでは、米の直接支払交付金や米価変動補填交付金が、工程を明らかにした上で廃止される一方、畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)や米・畑作物の収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)は、27年度からは、法整備を経て、認定農業者、集落営農、認定新規就農者を対象として実施

- ・ 水田フル活用と米政策の見直しでは、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に交付金を直接交付。また、5年後(H30年産)を目途に、行政による生産数量目標の配分を廃止
- ・ 日本型直接支払制度の創設では、農地維持支払が新たに創設され、農村の多面的機能を支える共同活動を支援。資源向上支払は農地・水保全管理支払を組換え、水路・農道等の質的向上を図る共同活動を支援  
中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支援は、現行制度を維持継続

## 第2章 北海道農業・農村の概要

### ○ 本道農業の特徴と地位

- ・ 25年の本道の販売農家1戸当たりの経営耕地面積は、23.3haで都府県平均の15.5倍、乳用牛飼養頭数は113.2頭で同2.3倍、肉用牛飼養頭数は183.0頭で同5.0倍

### ■ 本道と都府県の経営規模の比較(24年)

(単位：ha、頭)

区 分	北海道 (A)	都府県 (B)	(A)/(B) (倍)
経営耕地面積(販売農家1戸当たり)	23.3	1.5	15.5
乳用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	113.2	50.2	2.3
肉用牛飼養頭数(飼養農家1戸当たり)	183.0	36.4	5.0

資料：農林水産省「農業構造動態調査」、「畜産統計」

- ・ 24年の本道の農業産出額は1兆536億円で、全国に占める割合は12.2%
- ・ 特に、乳用牛が3,736億円(全国シェア48.1%)、野菜が1,915億円(同8.7%)で、都道府県別で第1位になるなど、多くの部門で上位を占めている。

### ○ 農業生産の概況

- ・ 25年の北海道の気象概況は、4月から5月にかけて、地域によって記録的な低温・日照不足。夏以降は高温で推移したが、局地的な大雨による被害が発生
- ・ 農作物は、水稻が全国平均を上回る作柄となったものの、小麦が登熟期の高温・少雨、収穫期の降雨の影響で、1等麦比率が前年を大幅に下回った。

### ○ 農村地域の概況

- ・ 少子高齢化が進む中、北海道立総合研究機構は、農林業センサスを用いて、将来の農村の動向を予測。それによると、22年に172,779人であった販売農家人口は、37年には大幅な減少となり、10万人を下回ると予測
- ・ 一方、経営耕地面積は、小幅な減少となると予測され、1戸当たり平均経営耕地面積は、22年に21.4ha/戸であったものが、37年には32.9ha/戸と大幅な増加となると予測

## 第3章 農業構造

### ○ 農家戸数と就業構造

- ・ 本道の販売農家戸数は、年々減少を続けており、25年は4万200戸で、前年に比べ4.1%減少。販売農家のうち主業農家は、2万9,000戸と72.1%を占めており、都府県の20.9%を大きく上回った。

- ・ 基幹的農業従事者数は、25年は9万3,900人で、前年に比べ1.3%減。年齢階層別では、65歳以上の割合が33.0%と、都府県の62.9%を大きく下回った。

■ 販売農家戸数と基幹的農業従事者数の推移

(単位：戸、人、%)

区 分	北 海 道		都 府 県	
	24年	25年	24年	25年
販売農家戸数	41,900	40,200	1,461,900	1,414,800
うち 主業農家数	30,600	29,000	313,000	295,600
構成比	73.0	72.1	21.4	20.9
基幹的農業従事者数	95,100	93,900	1,682,800	1,647,900
うち 65歳以上	29,600	31,000	1,030,100	1,036,200
構成比	31.1	33.0	61.2	62.9

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

○ 担い手の動向

- ・ 認定農業者数は、25年3月末現在で3万1,410経営体と、近年横ばいで推移
- ・ 農業生産法人は、26年1月現在で2,928法人と増加傾向。経営規模別でも30ha以上の階層が増加しており、平均経営規模は52.5haと拡大
- ・ 新規就農者は24年は626人で、このうち新規学卒就農者は223人、Uターン就農者は312人、新規参入者は91人。近年、おおむね600～700人程度で推移

○ 地域農業を支える取組

- ・ 地域農業を支える農作業受託組織として、コントラクターは、25年3月末現在で325組織、TMRセンターは、24年度で50組織と、ともに年々増加
- ・ 酪農ヘルパー利用組合は、25年8月現在で90組合と、道東・道北の酪農専業地帯のほぼ全ての市町村に設立

○ 担い手への農地の利用集積

- ・ 25年3月末では、耕地面積115万3千haのうち認定農業者等の担い手に集積された農地面積は99万4千ha(集積率86.2%)で、前年に比べ4千ha(0.4%)増加

## 第4章 消費者の信頼に支えられた安全・安心な食づくりや環境と調和した農業の推進

○ 愛食運動の推進

- ・ 北海道米の25米穀年度(24年11月～25年10月)の道内食率は、「ゆめぴりか」や「ななつぼし」の認知度が一層向上したことなどから、目標の85%を超え、過去最高となる91%
- ・ 道産小麦の利用拡大を進めるため、「麦チェン！」運動を展開し、「麦チェンサポーター店制度」の登録店舗数は、26年3月末現在で281店

○ 環境と調和した農業の推進

- ・ 「YES!clean表示制度」の登録集団は、年々増加し、25年度で延べ397集団となり、1万1,863戸が、55作物を生産
- ・ 有機農業に取り組む農家は、25年3月末で有機JAS認定農家341戸経営面積に占める有機栽培面積が100%の農家は全体の4割

## 第5章 農業生産と農産物の流通・加工

### ○ 稲作

- 25年の水稲の作付面積は11万2,000ha、収穫量は62万9,400トンで、作況指数は105の「やや良」  
25年産米の食味ランキングは、「ななつぼし」が4年連続、「ゆめぴりか」が3年連続で、最高ランクの「特A」の評価

### ○ 畑作

- 小麦の作付面積は、12万2,000haと前年に比べ2.3%増加  
収穫量は53万1,900トンと前年に比べ9.2%減少  
1等麦比率は、69.4%と前年に比べ18.8ポイント低下
- 大豆の作付面積は、2万6,800haと前年に比べ1.5%減少  
収穫量は、6万1,400トンと前年に比べ9.7%減少
- 馬鈴しょの作付面積は、5万2,500haと前年に比べ1.7%減少  
収穫量は、188万トンと前年に比べ3.0%減少
- てん菜の作付面積は、5万8,200haと前年に比べ1.9%減少  
収穫量は、343万5,000トンと前年に比べ8.6%減少したものの、  
根中糖分は、前年を上回り16.2%

### ■ 主要農産物の作付面積・収穫量の推移

(単位：ha、トン、%)

区分	作付面積			収穫量		
	24年産	25年産	増減率	24年産	25年産	増減率
水稲	112,000	112,000	0.0	640,600	629,400	▲ 1.7
小麦	119,200	122,000	2.3	586,100	531,900	▲ 9.2
大豆	27,200	26,800	▲ 1.5	68,000	61,400	▲ 9.7
馬鈴しょ	53,400	52,500	▲ 1.7	1,938,000	1,880,000	▲ 3.0
てん菜	59,300	58,200	▲ 1.9	3,758,000	3,435,000	▲ 8.6

資料：農林水産省「作物統計」

### ○ 畜産

- 25年度の生乳生産量は385万トンと、酪農家戸数や乳牛飼養頭数の減少、天候不順による自給飼料の収量・品質の低下などにより、前年度に比べ8万トン(対前年度比2.1%)減少。全国シェアは、前年度と同じ51.7%

### ○ 家畜衛生対策の推進

- 13年に国内で初めてBSEが発生して以降、と畜場での全頭検査と飼料規制を実施。国は、対策開始から10年余りが経過したことから、内閣府食品安全委員会の諮問・答申を経て、25年7月から検査対象月齢を48か月超に引き上げた。
- 北海道においては、北海道食の安全・安心委員会が、25年4月に「北海道が行うBSE検査のあり方についての提言」を取りまとめ。道では、これを踏まえBSE検査の見直し(案)を示し、パブリックコメントを行い、国の引き上げに合わせ、全国自治体とも足並みを揃えて、独自に実施していた全頭検査を見直した。

○ エゾシカによる農業被害の防止等

- エゾシカによる道内の農業被害額は、年々増加し、23年度、24年度とも60億円超。被害地域も、これまでの道東地域から全道に拡大  
道では、関係機関・団体による「エゾシカ包囲網会議」を設置するとともに、捕獲機材の導入や農地侵入防止柵の整備など地域の被害防止の取組を支援

○ 関連産業との連携の強化

- 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区では、これまで特区の優遇措置を活用した認定事業として、農業やバイオマスエネルギー関連施設・設備で13事業、輸出拡大関連施設の整備など20事業、研究開発・輸送促進など25事業が採択された。

## 第6章 農業経営の動向

○ 農業経営の動き

- 24年の1経営体当たりの農業所得は、水田作経営では、収穫量増加や価格上昇などにより前年に比べ増加。畑作経営では、作物収入が増加したものの、乾燥調製料や農機具費が増加したため、前年に比べ減少  
酪農経営では、乳価上昇や乳量増加により生乳販売収入が増加したため、前年に比べ増加

■ 本道の農家経済の概要(1経営体当たり)

(単位：千円、%)

区 分	水田作経営			畑作経営			酪農経営		
	23年	24年	増減率	23年	24年	増減率	23年	24年	増減率
農業所得	4,584	5,096	11.2	8,793	8,682	▲1.3	8,374	8,492	1.4
農業粗収益	13,628	14,844	8.9	29,047	29,514	1.6	60,026	62,443	4.0
農業経営費	9,044	9,748	7.8	20,254	20,832	2.9	51,652	53,951	4.5
農業所得率	33.6	34.3	0.7	30.3	29.4	▲0.9	14.0	13.6	▲0.4

資料：農林水産省「農業経営統計調査」

注：農業所得の増減率は、対前年増減率。農業所得率の増減率は、対前年差

## 第7章 農業・農村の基盤整備と技術の開発・普及

○ 農業・農村の整備

- 道は、「北海道農業農村整備推進方針」(24年9月改訂)に基づき、農業農村整備の効果的・効率的な推進、環境に配慮した整備の推進、地域住民等の理解の促進、地域支援の取組などを推進  
また、道内の農業水利施設を活用した小水力発電の導入等に向けた課題や体制の整備などについて、「農業水利施設を活用した小水力発電導入基本整備計画」を26年2月に策定し、地域での取組を促進

○ 農業技術の開発・普及

- 道総研農業研究本部は、25年度の研究成果として、新品種では、外食など業務用に適した水稻「空育180号」、シストセンチュウ抵抗性を有し、コナフブキより多収なでん粉原料用品種「北育20号」、長球形・大玉の加工業務用たまねぎ「北交1号」、産肉能力の高い黒毛和種基幹種雄牛「勝早桜5」等を開発
- 新技術では、秋まき小麦「きたほなみ」の生産実績を活用した窒素施肥設計法と生育管理ツールの作成、小麦の雪腐病に対する殺菌剤の残効性の評価と防除時期の設定、メタン濃度と回収率が高まるハイブリッド型膜モジュール内蔵バイオガス精製装置などを開発

## 第8章 農業関係団体の動き

### ○ 農業協同組合、土地改良区、農業委員会

- ・ 25年度末現在の総合農協数は110で、前年度と同数。道は、組織基盤の強化や合併などに向けた指導等の取組を推進
- ・ 24年度の土地改良区数は77で、前年度と同数。道は、組織基盤の強化や合併などに向けた指導等の取組を推進
- ・ 25年の農業委員会数は170で、23年から同数だが、委員数は減少傾向

## 第9章 活力ある農業・農村づくり

### ○ 農業・農村の多面的機能

- ・ 中山間地域等直接支払交付金は、24年度に97市町村が活用し協定数は356、耕作放棄の防止や多面的機能の増進、機械・農作業の共同化など、集落の状況に応じた共同取組を実施
- ・ 農地・水保全管理支払交付金は、25年度に「共同活動支援」として103市町村、693活動組織が、保全管理活動を実施。また、「向上活動支援」として16市町村、59活動組織が、農業用排水路の補修・更新等の活動を実施

### ○ 農業・農村に対する道民理解

- ・ 道は、都市と農村の交流に意欲のある農業者の農場を「ふれあいファーム」として登録。25年度末で940農場が登録
- ・ 道では、農業・農村情報誌(コンファ：年2回)の発行や、農業・農村ふれあいネットワークでのマスメディア等による様々な情報の提供により農業・農村の理解を促進

### ○ 農業・農村とのふれあいの場の提供

- ・ 農産物の加工・販売、市民農園、ファームレストラン、ファームインなどの「グリーン・ツーリズム」関連施設数の25年では、2,508件と年々増加

### ○ 地域資源を活かした6次産業化の推進

- ・ 本道の6次産業化を推進するため、「北海道6次産業化サポートセンター」を設置し、25年12月から道の事業として運営開始

## 〔第2部 農業・農村の振興に関して講じた施策〕

第4期北海道農業・農村振興推進計画の4つの推進方針に即した施策を総合的に展開し、安全で良質な農産物を安定的に生産するとともに、個性が活きる活力ある農村づくりを推進

### 第1 需要に応じた安全・安心な食料の安定供給とこれを支える持続可能な農業の推進

#### 1 安全・安心な食料の安定供給

- ・ GAPやHACCP、トレーサビリティの導入促進、食品表示の充実などに取り組むほか、道産食品独自認証制度のPRや認証品の消費拡大など食の北海道ブランドづくりを推進するとともに、道民運動としての「愛食運動」を総合的に展開し、地産地消や食育を推進
- ・ 多様なニーズに対応した北海道米の道内外での需要拡大に向けた「米チェン」の取組強化や、輸入小麦から道産小麦への利用転換を推進する「麦チェン！」運動を推進

#### 2 農業の持続的発展

- ・ クリーン農業や有機農業の普及拡大を推進するとともに、米の直播栽培や加工米、備蓄米などの生産体制づくり、新品種秋まき小麦「ゆめちから」の安定生産や商品開発、ジャガイモシストセンチュウ抵抗性品種の普及拡大、養液栽培や地中熱の活用による施設園芸の高度化等を推進
- ・ 道産農畜産物の高付加価値化を進めるとともに、資源循環型畜産の促進、エゾシカによる農業被害の防止、良品質で安定的な生産に資する新品種やGPSやGIS等の先端技術を活用した低コストで安定的に生産する技術開発の推進

#### 3 環境と調和した農業の推進

- ・ YES!clean農産物の消費者等への表示制度の普及・啓発、化学合成農薬や肥料を大幅に削減する高度なクリーン農業技術の開発・普及の促進するとともに、有機農業については、「北海道有機農業推進計画」に基づき、有機農業者の連携構築、有機農業技術の開発・普及、有機農産物のPRを実施

### 第2 北海道農業・農村を支える意欲ある人づくり

#### 1 農業生産や地域活動を担う多様な人づくり

- ・ 新規就農(希望)者に対する相談活動や就農前研修の実施、就農支援資金の貸付や青年就農給付金の給付。また、農業大学校での実践的な研修教育による高度な経営力を備えた農業後継者等の育成、農業改良普及センターによる技術・経営指導などの取組の推進
- ・ 女性農業者の経営参画や、女性や高齢者が地域活動に参画しやすい環境づくり、活躍の場づくりを推進

## 2 地域農業を支えるシステムづくり

- ・ 認定農業者の経営改善や農業経営の法人化に向けた相談・支援活動等を実施するとともに、コントラクターや酪農ヘルパー等の農作業受託による農業経営を支援する組織の育成などを推進

## 第3 農業生産の基本となる優良農地の確保・整備と効率的な利用

### 1 農業生産を支える基盤づくり

- ・ 「北海道農業農村整備推進方針」(24年9月改訂)に基づき、麦、大豆、飼料作物等の生産拡大に資する排水対策の推進、更新期の基幹水利施設の適切な保全管理、農業機械の作業効率や労働生産性の向上に向けたほ場の大区画化などを推進

### 2 優良農地の適切な利用の推進

- ・ 「北海道農業振興地域整備基本方針」(22年12月策定)に基づき、優良農地の確保や耕作放棄地の発生抑制などに向けた取組を推進

## 第4 農業を核とした産業展開と快適で豊かな農村づくり

### 1 農業を核とした地域の個性豊かな産業展開

- ・ 地域の特色ある資源を活かした農業の6次産業化などを促進するとともに、農村の魅力を活かしたグリーン・ツーリズムや、都市と農村の交流などを促進するふれあいファームの取組等を推進

### 2 快適で魅力ある生活の場づくり

- ・ 安全で快適な生活環境の整備のため、農業集落排水事業による生活雑排水等の処理施設の整備、水産資源や自然生態系に配慮した魚道施設の整備などを実施